NPO法人キッズウィル　キッズウィルガーデン　消防計画

統括防火管理〔　該当　非該当　〕　令和4年1月11日作成

第1　目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ①　事業所全体　部分に勤務等し、出入りする全ての者が守らなければならない。

第2　自衛消防隊の編成及び任務等

自衛消防隊長〔②　甘利直也　〕

	火災発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡担当 駒沢	(1)　非常ベルを鳴らす。 (2)　119番に通報する。 (3)　到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡に当たる。	○　情報収集担当とする。 (1)　テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を収集する。 (2)　自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 藤巻 金井	(1)　水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。 (2)　天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。	○　点検担当とする。 (1)　担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。 (2)　危険箇所の補強等を行う。
避難誘導担当 全職員	(1)　避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導に当たる。 (2)　避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力を挙げる。	○　火災発生時の任務と同じ。 (1)　警戒宣言等が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置に就く。 (2)　警戒宣言等が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
応急救護担当 関 青島	(1)　負傷者に対する応急処置 (2)　救急隊との連携、情報の提供 (3)　負傷者の氏名、負傷程度の記録 (4)　逃げ遅れの救出	○　応急措置担当とする。 (1)　危険箇所の補強等を行う。 (2)　避難通路の確保
非常持ち出し担当 浅井	(1)出席簿等を持って避難する。	○非常持ち出し担当とする。 (1)　出席簿等を持って避難する。

第3　火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、次表に基づき実施する。

検査名	検査実施時期	検査実施者	その他必要事項
日常検査	終業時	各担当火元責任者	
消防検査	4月と10月の年2回	各担当火元責任者	

火元責任者について

火元責任者	担当範囲	業務内容
甘　利　直　也 藤　巻　光　作	１階，全範囲 ２階	・暖房器具の安全確認と管理 ・防火管理者が指示する事項の履行 ・使用火器の管理 ・その他

第4　職員等の守るべき事項

(1)　避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置いたりしない。

(2)　扉付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。

(3)　火気使用設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

(4)　調理担当者は、火気使用中は、絶対持ち場を離れない。

(5)　キッチン内は常に整理整頓し、グリスフィルターなどは定期的に清掃する。

第5　放火防止対策

(1)　建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しない。

(2)　建物内外の整理整頓を行う。

(3)　トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

(4)　火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

第6　防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

(1)　点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を策定し整備する。

(2)　点検結果の記録は防火管理維持台帳に編冊して、整備し、保存する。

(3)　点検時以外で不備を発見した場合は、予算措置し、改修する。

設　備　名	消火器、誘導灯	点検時期	総合点検：11月
点検実施者	有限会社オオマチ防災		

第7　地震対策

⑴　防火管理者は、地震時の災害を防止するための検査を、第3に定める消防検査に合わせ実施するとともに、ロッカー等の転倒防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。

⑵　地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。

⑶　周辺住民・事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。

⑷　地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

ア　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

イ　火気使用設備器具の直近にいる⑤　職員　は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。

ウ　防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。

⑸　地震時の活動は、第２の自衛消防隊による活動を原則とする。

ア　自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる⑥　児童　に適切な指示を行う。

イ　避難に当たっては、身の安全を確保した後⑦　事業所駐車場　へ避難させる。

ウ　児童を指定緊急避難場所⑧（　大町市平573番地2「秋葉林公民館」　）へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

（警戒宣言等が発せられた場合における対応措置）

⑴　防火管理者は、警戒宣言等が発せられた旨の内容及び　直ちに営業を中止することを事業所内に伝達する。

⑵　防火管理者は、火気使用禁止及び施設・設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

第8　工事における安全対策

⑴　防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。

⑵　防火管理者は、工事に立ち会う。

⑶　工事人に、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせない。

⑷　工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定する。

ア　溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器の準備をする。

イ　塗装等に危険物を使用する場合は、その都度防火管理者の承認を受けること。

ウ　放火を防止するために、資器材の整理、整頓をする。

第9　消防機関への連絡、報告

⑴　防火管理者の選任（解任）の届出

⑵　消防計画の変更の届出

⑶　防火対象物の用途を変更するときの「防火対象物使用開始届」

⑷　消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を消防機関に報告⑩　年に１回

⑸　改装工事時の「工事中の消防計画」

⑹　消火、避難訓練を実施する際の通報

⑺　その他

ア　火を使用する設備の届出

イ　消防用設備等の設置の届出

第10　統括防火管理者への報告

⑪　該当なし

第11　防火管理業務の一部委託⑫（有・無）

防火管理に関する業務の一部を別表３のとおり委託する。

第12　防災教育

⑴　従業員・新入社員等に「防災の手引き」（首相官邸ホームページ）の閲覧を促し、教育を行う。

対象者	実施者	実施時期	内　容　等
従業員等	防火管理者	4月・10月 年2回	「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。
新入社員 パート	防火管理者 教育担当者等	採用時 必要の都度	「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。

第13　訓　練

訓 練 種 別	訓　　練　　内　　容	実 施 時 期
総 合 訓 練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練	年2回
部 分 訓 練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	その都度実施

第14　その他防火管理上必要な事項

⑮　緊急連絡先　　甘利直也　　TEL　080-7743-4515

〇各措置について（別表４参照）
・不審者侵入時
・地震発生時
・火災発生時
・事故時

第15　避難経路図

⑯　避難経路図

別表５を参照

不審者侵入の措置

別表４

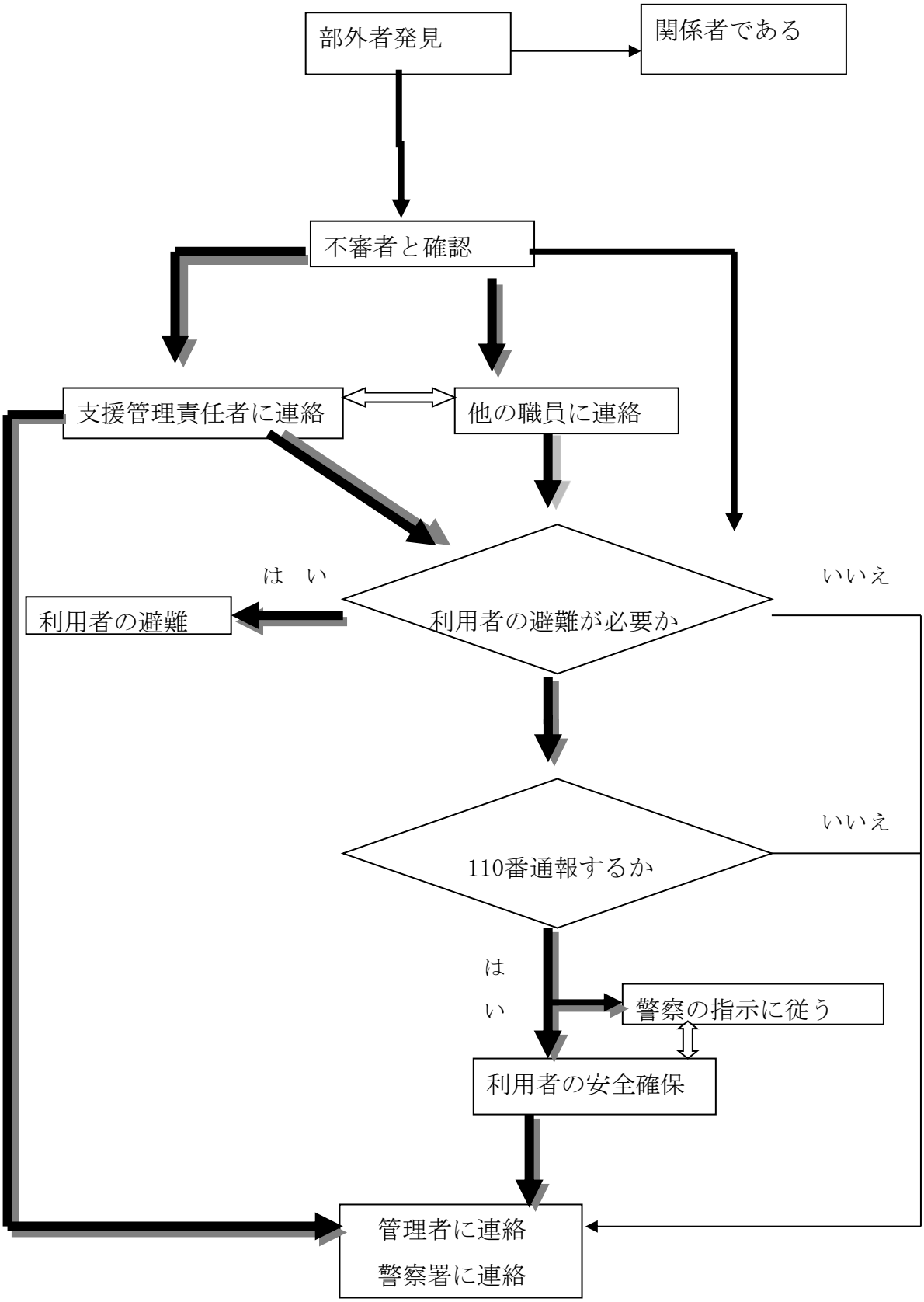

地震発生の措置

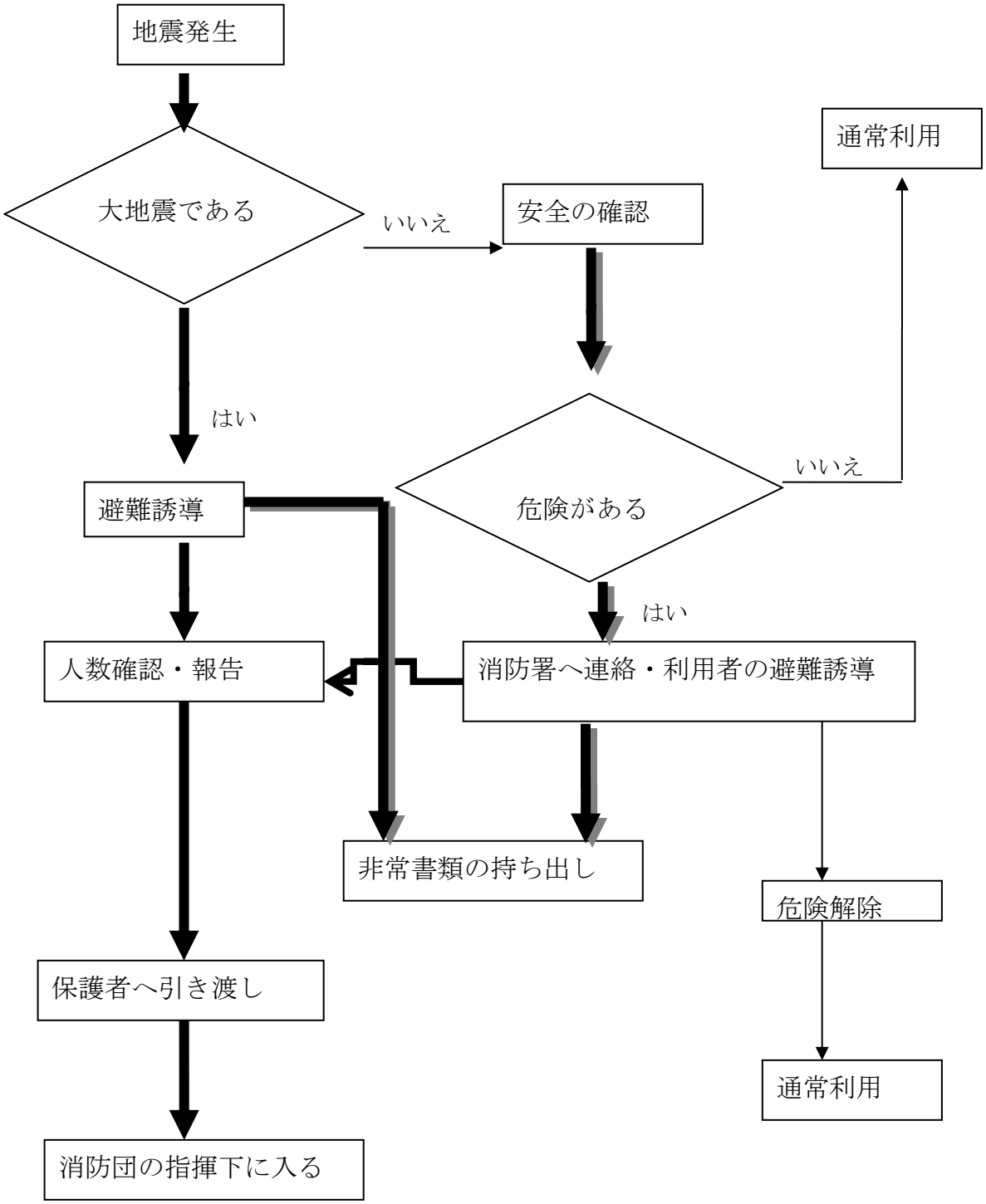
地震発生
大地震である
いいえ
安全の確認
通常利用
はい
危険がある
いいえ
避難誘導
はい
人数確認・報告
消防署へ連絡・利用者の避難誘導
非常書類の持ち出し
危険解除
保護者へ引き渡し
通常利用
消防団の指揮下に入る

火災発生時の措置

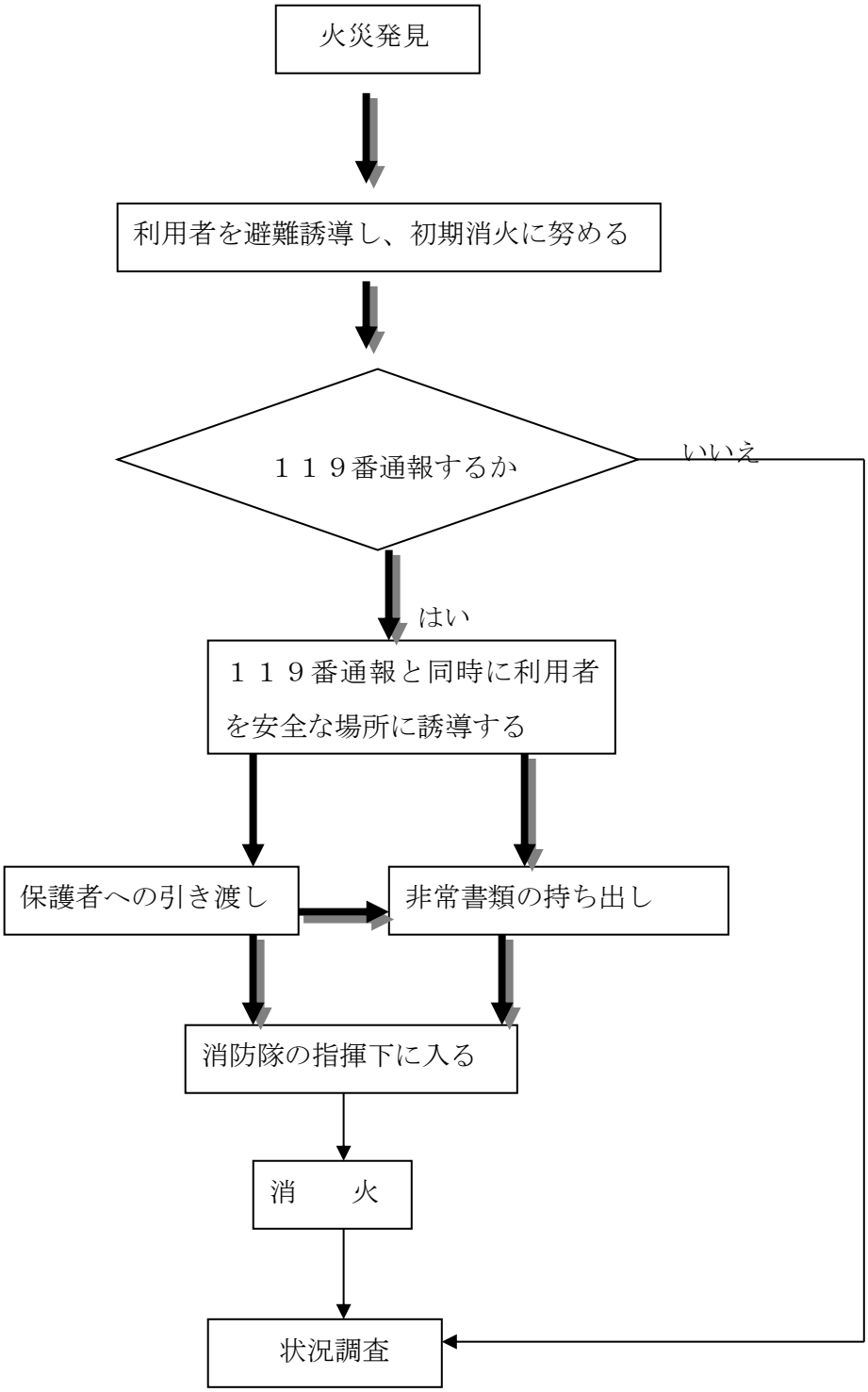
火災発見
利用者を避難誘導し、初期消火に努める
１１９番通報するか
いいえ
はい
１１９番通報と同時に利用者を安全な場所に誘導する
保護者への引き渡し
非常書類の持ち出し
消防隊の指揮下に入る
消　　火
状況調査

事故時の措置

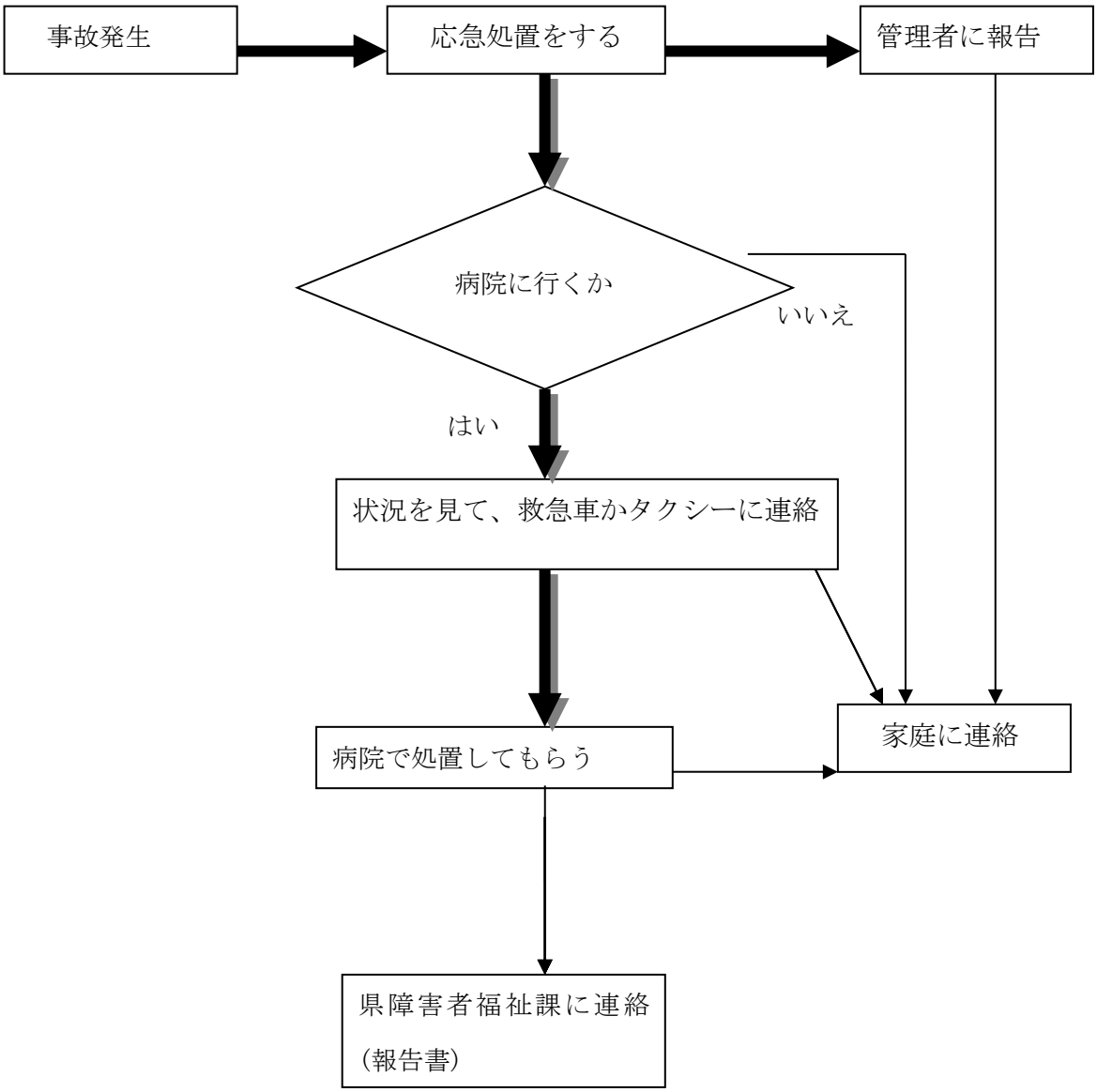
事故発生
応急処置をする
管理者に報告
病院に行くか
いいえ
はい
状況を見て、救急車かタクシーに連絡
家庭に連絡
病院で処置してもらう
県障害者福祉課に連絡
（報告書）